

平成 22 年 12 月 16 日

平成 23 年度税制改正に関する会長コメント

社団法人 日本船主協会
会 長 宮 原 耕 治

本日取り纏められました平成 23 年度政府税制改正大綱におきまして、本年度末をもって適用期限を迎える船舶の特別償却制度については、環境要件が見直されましたが大旨要望通りに 2 年の延長が認められました。特定資産の買換特例（圧縮記帳）については、新たに環境要件が課されたものの比率は現行の 80% が維持され 3 年の延長となりました。

期限の到来した租税特別措置は原則全廃するとの政府基本方針の中にあってこれらの制度が維持されたことは、国会の諸先生方の海運業界に対するご理解と国土交通省ご当局の多大なるご尽力の賜物であると深く感謝申し上げます。

一方、対象船舶を現行の日本籍船から日本籍船の 3 倍までの外国籍船（所謂自社仕組船）に拡大することを要望したトン数標準税制については、残念ながら来年度の実施には至らなかったものの「24 年度以降の検討課題」とされ、今後の制度拡充の足がかりを掴む結果となりました。

わが国海運ひいては日本経済の発展のためにも、また、世界の海で得られた所得に対し一括して本社所在国の税制が適用になる海運の特殊性に鑑みても、わが国海運企業が諸外国と互角な競争ができるよう国際的な競争条件の均衡化が図られることは焦眉の急であります。このため当協会は、トン数標準税制拡充をはじめとする海運関係税制の早急なる改善に向け、引き続き様々な機会を捉え関係者の理解促進に努めて参る所存です。

以 上